

## 障害福祉サービス等における地域区分の見直しを求める意見書

障害福祉サービス等報酬の地域区分については、平成24年度の報酬改定において、国家公務員の地域手当の地域区分を参考に設定された。

その後、激変緩和のための経過措置を経て、平成27年度から完全施行されている。これにより、武蔵村山市は、従前の3%のまま据え置かれ、近隣市の上乗せ割合が大きく引き上げられたことにより、年々上乗せ割合の差が広がっている。

また、同じく国家公務員の地域手当の地域区分に依拠する障害児サービス報酬の地域区分については、平成28年度に見直しが行われ、近隣市では立川市12%、東大和市12%、昭島市12%、福生市15%と上乗せ割合が大きく引き上げられた。一方で、本市の地域区分は変更されず3%のまま据え置かれたことから、近隣市と大きく乖離する状態が続いている。

このため、市内事業所ではより一層人材不足が深刻化し、障害者（児）は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためのサービスの供給に大きな懸念を抱えている。

近隣市と本市の給与水準、家賃水準はほぼ同じであり、国家公務員の地域手当の地域区分を機械的に割り当てることは不合理である。

よって、武蔵村山市議会は、国会及び政府に対し、平成30年度に実施が予定されている障害福祉サービス等報酬の改定において、地域の実情を踏まえた適切な地域区分とするため、本市に適用される地域区分について、10%の地域区分として、見直しを実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成29年3月28日

武蔵村山市議会議長

高山 晃 一

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿